

I 今回の公募の内容

1 公募する研究計画

(1) 「基盤研究」(審査区分「一般」)相当の研究計画

①対 象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画

②応募総額 応募総額により次の3種類に区分

区 分	応 募 総 額
A	2,000万円以上 5,000万円以下
B	500万円以上 2,000万円以下
C	500万円以下

③研究期間 2～4年間

※ 研究期間の1年度目は、「特別研究促進費」から研究費を措置するが、2年度目以降は、応募者が選択した区分(A、B、C)に応じて、それぞれ「基盤研究(A)」、「基盤研究(B)」、「基盤研究(C)」から研究費を措置する。また、「基盤研究(A)」から研究を措置する研究課題については、2年度目以降間接経費(注)を措置する。

(注) 間接経費は、研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(直接経費(配分額)の30%に相当する額)であり、研究代表者が所属する研究機関が使用するものです。

(2) 「若手研究」相当の研究計画

①対 象 平成18年4月1日現在で37歳以下の研究者(昭和43年4月2日以降に生まれた者)が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

②応募総額 応募総額により次の2種類に区分

区 分	応 募 総 額
A	500万円以上 3,000万円以下
B	500万円以下

③研究期間 2～3年間

※ 研究期間の1年度目は、「特別研究促進費」から研究費を措置するが、2年度目以降は、応募者が選択した区分(A、B)に応じて、それぞれ「若手研究(A)」、「若手研究(B)」から研究費を措置する。また、若手研究(A)から研究費を措置する研究課題については、2年度目以降間接経費を措置する。

2 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、所属する研究機関(注)において前年の研究者名簿の登録最終締切日(平成17年10月21日)の翌日以降に、次の①～④のすべての要件を満たした者、及び平成17年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、次の①～④のすべての要件を満たしていても、平成17年11月に応募できなかった者です。

また、応募時点において応募者が上記の者であることを所属する研究機関において確認されていることが必要です。

既に研究者番号を有している者については、研究者名簿の登録最終締切日(平成17年10月21日)の翌日以降に、再び次の①～④のすべての要件を満たした者、及び平成17年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成17年11月に応募できなかった者だけが応募することができますので、それ以外の者は、昨年11月の応募の有無に関わりなく応募してはなりません。また、昨年11月の応募書類の提出時に、現在所属する研究機関とは別の研究機関に所属し、既に研究者番号を有していた者も、昨年11月の応募の有無に関わりなく応募してはなりません。

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。)
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助は除く。)

<研究機関に係る要件>

- ③ 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ④ 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

(注) 科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

<不正な使用等に伴う応募資格の停止>

科研費に関する不正な使用を行い、補助金の全部又は一部を返還した研究者等については、以下のとおり、一定期間、補助金を交付しないこととしています。下記(1)～(3)に該当する研究者については、氏名、研究者番号、交付停止期間を公表することがあります。また、科研費以外の研究費で不正な使用等を行い、一定期間当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、下記(1)の取り扱いとなります。

- (1) 不正な使用等を行った研究者(共謀した者を含む。
 - ・ 他の用途への使用を行っていなかった場合には、補助金を返還した年度の翌年度及び翌々年度
 - ・ 他の用途への使用を行っていた場合には、補助金を返還した年度の翌年度から程度に応じて2～5年
- (2) 不正な使用等を行った研究者と共同して研究を行っていた研究代表者及び研究分担者(平成16年度の補助金から適用)
 - ・ 不正な使用を行った研究者が、他の用途への使用を行っていたか否かにかかわらず、補助金を返還した年度の翌1年度(新規の研究課題のみ対象)
- (3) 不正に科研費を受給した研究者(共謀した者を含む。
 - ・ 補助金を返還した年度の翌年度から5年間

(2) 応募する研究者(研究代表者)

今回募集する研究計画への応募は、応募資格を有する者が研究代表者(3 研究組織(1)参照)となって行ってください。

(3) 複数の研究機関に所属する研究者

複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれか1つの研究機関から応募してください。

(4) 研究者名簿への登録

今回募集する研究計画に応募しようとする者は、応募書類の提出期間までに応募資格を有し、平成18年3月3日付け17振学助第139号「科学研究費補助金研究者名簿について（依頼）」に基づき、4月17日までに、所属する研究機関がとりまとめる研究者名簿に登録されていなければなりません。

なお、既に当該研究者名簿に登録されている者であっても、「所属」、「職」等に修正すべき事項がある場合には、4月17日までに、所属する研究機関がとりまとめる研究者名簿に正しい情報を登録する必要があります。

3 研究組織

(1) 研究代表者

- ① **研究代表者**は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して**すべての責任を持つ研究者**のことをいいます。
なお、研究期間中に応募資格の喪失、外国出張その他の理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。
- ② 研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（下記(2)参照）及び研究協力者（下記(3)参照）とともに**研究組織**を構成することができます。
- ③ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合は「**研究分担者承諾書（他機関用）**」を、同じ研究機関に所属する者の場合は「**研究分担者承諾書（同一機関用）**」を必ず徴し、保管しておくなければなりません。

(2) 研究分担者

- ① **研究分担者**は、補助事業者であり、研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行について責任を持つ研究者で、「2(1) 応募資格」に掲げる①～④の要件をすべて満たす者（研究者名簿に登録されている者）でなければなりません。
なお、研究期間中に応募資格の喪失、外国出張その他の理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。
- ② 研究分担者は、研究代表者と同じ研究機関に所属する者であるか否かを問いません。

(3) 研究協力者

研究協力者は、研究代表者及び研究分担者以外の者で研究計画に随時参加し、その研究への協力をする者のことをいいます。

（例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、応募資格を有しない企業の研究者 等）

4 経費

(1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

(2) 対象とならない経費

研究計画の遂行に必要な経費であっても、次の経費は対象となりません。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- ② 机、いす、複写機等、研究機関で通常備えるべき物品を購入するための経費
- ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

(3) 研究分担者に配分する分担金

研究代表者は、異なる研究機関に所属する者を研究分担者として加える研究であって、当該研究分担者に補助金の一部（分担金）を配分しないと研究遂行上大きな支障がある場合には、分担金を配分することができます。

5 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ① 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ③ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- ④ 業として行う受託研究
- ⑤ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が10万円未満の研究計画

6 審査希望分野の選定

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望分野を示す分類表である別表2「平成18年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表」（以下「細目表」という。8～9頁参照）から適切な細目を1つ必ず選定するとともに、別表3「付表キーワード一覧」（12～29頁参照）より、選定した細目内で最も関連が深いと思われるキーワードを1つ必ず選定してください。

「時限付き分科細目」について（「基盤研究（C）相当」における特例）

学術研究の動向に柔軟に対応するため、設定期間を限って流動的に運用する「時限付き分科細目」（10～11頁参照）を「細目表」の別表として設けています。「基盤研究（C）相当」についてのみ、この「時限付き分科細目表」から審査希望分野として1分野を選定できます。なお、分野の設定期間にかかわらず、研究期間は2～4年間となります。

7 重複応募の取り扱い（重複応募の制限）

- (1) 一人の研究者が今回募集する研究計画に研究代表者として応募できる研究課題数は、1 課題です。
- (2) 競争的研究資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるために必要な範囲で、応募内容について、他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。）に情報提供する場合があります。また、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。
- (3) **他の研究種目との重複応募の制限**

本研究種目に応募する場合には、平成18年3月3日付けで日本学術振興会から通知された「平成18年度科学研究費補助金公募要領（若手研究（スタートアップ）」により募集する研究種目に応募してはなりません。

他の研究種目との重複応募の制限については、別表1「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」及び「若手研究（スタートアップ）」に関する重複応募の制限（7頁）のとおりとなります。

なお、本研究種目で採択された研究課題の2年目以降は、応募者が選択した区分に応じて、それぞれ「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）」、「基盤研究（C）」、「若手研究（A）」、「若手研究（B）」から研究費を措置することとしています。
- (4) 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が、それぞれの研究機関から応募する場合であっても、重複応募の制限は、当該研究者（研究代表者）に着目して適用されます。
- (5) 平成17年10月31日付けで日本学術振興会が通知した「平成18年度科学研究費補助金公募要領（奨励研究）」により「奨励研究」（注）に応募した者が、応募書類提出後、本公募要領で定める応募資格を有し、応募書類を提出した場合には、「奨励研究」の応募研究課題が採択された場合であっても、当該研究課題に係る補助金は交付しません。
（注）「奨励研究」とは、教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が一人で行う研究を対象とします。
- (6) 日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は、今回募集する研究計画には応募してはなりません。

8 個人情報の取扱等

応募書類に含まれる個人情報は、競争的研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費補助金の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供する予定です。

なお、採択された研究課題については、国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

9 審査の方法

科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において、独立行政法人日本学術振興会が「基盤研究」、「若手研究」について行っている二段審査制（※）相当の方法で実施する予定です。

※ 独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査に関する審査方針・評定基準は、日本学術振興会のホームページ（<http://www.jsps.go.jp/i-grantsinaid/index.html>）でご覧いただけます。

10 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付を取り消すことがあります。

11 応募から交付までのスケジュール

平成18年	3月 3日	公募
	4月17日	研究者名簿登録締切日
	5月17日～19日	応募書類受付
	6月～7月	審査
	7月中旬	交付内定
	8月上旬	交付申請
	8月中旬	交付決定
	8月下旬	補助金の送金

12 災害等に関する緊急の研究課題への対応

突発的に発生した災害に関する研究などであり、平成18年度に実施しなければならない緊急の研究課題（早急に研究を開始しないと対象が滅失してしまう研究など）であって、極めて重要なものが発生した場合には、今回募集する「年複数回応募の試行」に係る研究計画とは別に、随時、文部科学省研究振興局学術研究助成課に、研究機関を通じて連絡・相談してください。